

【詳細解説】

イギリスの原子炉等の原子力施設を規制する「原子力施設法」のうちで、原賠制度に関する条項は第7条以降に記載されており、その概要は以下の通りです。

原子力施設と運転の規制

第1条（許可された敷地の原子力施設の規制）

いかなる者も、所管大臣による認可及びその有効期間の許可なしに、原子炉等の設置や運転を目的とする敷地の利用ができない。

第2条（許可外の運転の禁止）

原子力敷地許可が有効期間であろうと否とを問わず、イギリス原子力公社以外のいかなる者もプルトニウムやウラニウムの抽出に関わる放射性物質の取扱い、若しくはウラン 235 増加のためのウラニウムの取扱いに敷地を利用してはならない。

原子力敷地の許可

第3条（原子力敷地許可の認可と変更）

原子力敷地許可は法人以外の者に認可されず、またその譲渡ができない。

第4条（許可の付帯条件）

敷地許可に当たり、所管大臣は安全上必要な若しくは望ましいとされる条件を許可に付帯することができる。

第5条（許可の取消しおよび返上）

原子力敷地許可はいつでも所管大臣による取消し、若しくは被許可者による返上ができる。

第6条（許可敷地のリストの保持）

所管大臣は認可した敷地許可のリストを保持し、このリストには敷地の地図、所在地、境界線等の事項を含むものとする。

原子力事故に関する被許可者の義務

第7条（原子力敷地の被許可者の義務）

- 原子力敷地（以降「敷地」と表記）の被許可者は、次のことを保障する義務がある。
 - ・ 被許可者は、核物質による事故（occurrence）により、核物質の放射能の特性、又はその毒性、爆発性、その他の危険性との作用によって、被許可者以

外の者に人身損害や財産損害（以降「損害」と表記）を生じさせないこと。ただし、この条項の適用から当該敷地内にある原子力施設や建設・運転に関する財産に対する損害を除外する。

- ・ 被許可者の責任期間中に、被許可者によって敷地内に搬入もしくは放置されたものではない核物質からの放射線や、敷地内外に排出される廃棄物からの放射線によって、被許可者以外の者に対する損害を発生させないこと。
- ここでいう事故とは、次に該当するもの。
 - ・ 被許可者の責任期間に敷地内で核物質により生じた事故。
 - ・ 敷地外で事故が生じたとき、被許可者に代わって運送中、又はパリ条約加盟国以外の国から被許可者との契約によりその敷地に運送中で、例外物質（*excepted matter*）以外の核物質により生じた事故。
 - ・ 敷地外の事故で、被許可者の責任期間中に敷地内であった、又は被許可者に代わって運送中、若しくはパリ条約加盟国以外の国にあったもので、例外物質以外の核物質により生じた事故。

第 8 条（イギリス原子力公社の義務）

- ・ 公社の占有する土地又は占有してきた土地は、公社に敷地許可が付与された敷地として第 7 条が適用され、また、責任期間は公社が占有する期間として適用される。

第 9 条（敷地に関する国王の義務）

- ・ 政府が敷地を使用する場合、国王がその敷地の被許可者として、また、責任期間は政府が占有する期間として第 7 条が適用される。

第 10 条（外国の運転者の義務）

- 外国の運転者は、次のいずれかに該当するとき、例外物質以外の核物質による事故により、核物質の放射能の特性、又はその毒性、爆発性、その他の危険性との作用によって、その運転者以外の者に損害を生じさせないこと。
 - ・ イギリス以外のパリ条約加盟国の条約の適用される施設の運転者に代わって例外物質以外の核物質を運送中、若しくは、同条約加盟国以外の国からイギリス以外の加盟国の運転者との契約によりイギリス以外の加盟国の敷地に核物質を運送中で、かつ、イギリス国内の敷地内に核物質がない場合。
 - ・ イギリス以外のパリ条約加盟国の条約の適用される施設の運転者の敷地内に核物質があった、若しくは、その運転者に代わって核物質を運送中であってイギリスの被許可者の敷地やその運送でなく、又は加盟国内に核物質がなかった（ただし運送中を除き）場合。

- ここでいう事故とは、次に該当するもの。
 - ・ 全部又は一部がイギリス国内において起こる事故。
 - ・ 第7、8、9条により義務が課せられる核物質により生じるイギリス国外の事故。

第11条（核物質の運送をさせる者の義務）

- ・ 責任を負う者(the responsible party)に代わって、例外物質以外の核物質がイギリス国内を運送される時、その運送は被許可者の運送に関連するものでなく、又その核物質が被許可者の敷地内にない場合、その責任を負う者は、その核物質による事故により、核物質の放射能の特性、又はその毒性、爆発性、その他の危険性との作用によって責任を負う者以外の者に損害を生じさせないこと。

義務違反に関する賠償請求権

第12条（第7～10条に基づく賠償請求権）

- ・ 第7条（原子力敷地の被許可者の義務）、第8条（公社の義務）、第9条（敷地に関する国王の義務）、第10条（外国の運転者の義務）の義務違反により損害が発生した場合は、第16条（第7～10条に基づく支払請求の履行）に従って賠償される。
- ・ 義務違反によって生じた損害でないとしても、義務違反によって生じた損害と合理的に分離できないときは、義務違反により生じたものとみなされる。
- ・ 損害の一部は義務違反によって、一部は義務違反ではない放射線の放出によって生じたときは、本法律は義務違反でないものについての責任に影響を及ぼさない。ただし請求権者は同一の損害について二重に賠償を受ける権利はない。
- ・ あらかじめ書面による合意書で明示した特約を行っている場合と、意図的に損害を生じさせる行為によって引き起こされた場合以外は、被許可者や運転者が責任を負う。

第13条（賠償を排除、拡張、減少する場合）

- ・ イギリス国外のパリ条約加盟国の領域内で全てが起こったことが明らかな事故によって生じた損害、又は、パリ条約加盟国でない国の領域内で発生した損害は、本法律による賠償は支払われない。ただしイギリスに登録された船舶や航空機又はその船上や機上の者の損害は賠償対象となる。
- ・ イギリス国内の武力紛争を含む紛争中の敵対行為から発生した事故による

損害には、第 7～11 条の義務を負う者に責任を課さない。自然災害から発生した事故の場合は、それが合理的に予見することの出来なかった例外的な性質を持つとしても第 7～11 条の義務を負う者に責任を課する。

- ・ 第 7～10 条の義務を負う者以外の者が国際輸送条約に基づいて賠償を支払った場合は、支払った額を限度として請求権を代位取得する。また、パリ条約加盟国以外の国の領域内で発生した事故について、パリ条約加盟国に主たる事業所を持つ者又はその代理の者が、その加盟国以外の国の法律に基づいて支払いを行った場合は、支払った額を限度として請求権を代位取得する。
- ・ 意図的に損害を生じさせた場合は、その損害を生じさせた者の過失を理由としてその賠償額が減額される。

第 14 条（船舶及び航空機の保護）

- ・ 本法律による事故に関わる損害請求は、船舶及び航空機についてのいかなる先取特権又は権利を生じさせない。

支払請求の提起と履行

第 15 条（第 7～11 条に基づく支払請求の消滅時効）

- ・ 他のいかなる法令にも関わらず、本法律の第 7～11 条に基づく請求は、事故の日（一連の事故の場合は最後の事件の日）から 30 年経過後は受理されないものとする。
- ・ 核物質の盗難、紛失、投棄、遺棄による事故により引き起こされた損害の請求は、盗難、紛失、投棄、遺棄があった時から 20 年経過して発生する事故については受理されないものとする。

第 16 条（第 7～10 条に基づく支払請求の履行）

- ・ 第 7 条、8 条、9 条による義務を課せられて本法律に基づき賠償を行う責任を負う者は、利息又は費用の支払いを除いて、総額 1 億 4000 万ポンド（もしくは規定された敷地の被許可者は 1000 万ポンド）を限度とする。ただし、エネルギー大臣は財務大臣の承認を得てその金額を増額させることができる。
- ・ パリ条約加盟国の外国運転者は、運転者の領域内で事故が起こった場合、その国の法律に基づいた賠償請求とする。
- ・ 第 7～10 条により義務を課せられた者への請求で、正当に確定したにも拘らず義務を課せられた者が支払わないか支払われないであろう範囲の請求、事故から 10 年経過後の請求、及び基金からの十分な賠償が阻害される請求に

については、政府により対応が為される。

- ・ 政府に支払請求が為された場合には、その補償額について、イングランドとウェールズの高等法院、スコットランドの最高民事訴訟院、北部アイルランド高等法院のいずれかの裁判所の決定に委ねられる。

第 17 条（裁判管轄権、責任の配分、外国の判決）

- ・ イギリス国内の裁判所は、パリ条約に基づき他の締約国の裁判所で決定されるべき支払請求や係争問題の決定について管轄権を有しない。またそのような請求をイギリス国内の裁判所で行うことの訴訟手続は無効とされる。
- ・ 支払請求や係争問題がイギリスのある特定の裁判所で決定されることをエネルギー大臣が確認する場合、その確認書が管轄権を決定付ける。
- ・ 他のパリ条約加盟国の法律に基づき、同一の損害に関しての責任を 2 者以上の者が負う場合には、連帯責任を負うものとし、請求については、被許可者、公社、国王の場合は第 16 条に規定する額まで、他のパリ条約加盟国の運転者の場合はその国の法律に規定された賠償措置額までとされる。その超過分に国家補償が要求されることはない。
- ・ パリ条約加盟国の判決でパリ条約やブラッセル補足条約に沿ったものであると所管大臣が確認する外国裁判所の判決には、1933 年外国判決（相互執行）法が適用され、イギリス国内でもその判決が執行される。
- ・ イギリス以外の国の判決に基づいてイギリスで支払いを求める訴訟に関しては、その国がパリ条約又はブラッセル補足条約のいずれにも加盟していない国である場合や、請求額がパリ条約又はブラッセル補足条約で認められていないこと、国際条約に従って認められていないこと、が明らかにされれば、これは十分な抗弁となる。ただし、その判決が国際協定に基づいてイギリス国内で執行可能な場合はその限りでない。
- ・ 第 10 条（外国運転者の義務）に基づく支払請求において、請求に関わる外国運転者がパリ条約加盟国の政府である場合、その国の政府はイギリスの裁判所の管轄に従ったとみなされる。しかしこの規定はその政府の財産に対しての強制執行を認めるものではない。

賠償(補償)の保証

第 18 条（第 7～10 条に基づく賠償(補償)の一般的保証）

- ・ 本法律の第 7～10 条に基づいて、又はそれらに対応するパリ条約加盟国の法律に基づいて責任を負う者に関する請求（と請求に関連する利息や費用）には、本法律又はパリ条約加盟国の法律に基づく賠償措置額とブラッセル補足

条約に基づく分担金の合計額（事故が起きた日の 3 億 SDR と等価額のポンド）を限度として、議会で決定した資金を利用できるものとする。

- ・ ただしパリ条約によって認められた請求期間を経過した支払請求には利用されず、又、ブラッセル補足条約加盟国ではあるがその国の補償の最高総額が 3 億 SDR 以下の場合、その国の法律に規定されている金額を最高総額と読み替えるものとする。

第 19 条（被許可者の責任に関する特別な保証）

- ・ 原子炉敷地許可が付与された場合、被許可者は、エネルギー大臣が財務大臣の同意を得て承認する措置（保険又はその他の方法）について常時利用できる被許可者に対する第 16 条に規定された責任限度額を保証するための十分な資金を講ずるものとする。
- ・ 必要とされる措置が保険以外の方法によって講じられ、措置が他の 2 以上の敷地に関しても同一の者により講じられる場合、全部の敷地に関して利用可能な資金がありその資金が 2 つの敷地に関しての必要額の最高額を充足するに十分なときは、必要額はそれぞれの敷地に関して十分満たされているものとみなされる。エネルギー大臣は必要に応じてその金額を高額（全ての敷地に関しての必要額を満たすに要する額よりは低額）とすることができる。
- ・ 常時利用できる十分な資金を講ずるための措置を取らない場合は、被許可者は有罪とし、刑に処せられる。

第 20 条（被許可者の保証に関する情報の提供）

- ・ 被許可者は、責任期間内に請求の総額が第 19 条に掲げる必要額の 5 分の 3 に達したことが明らかになった場合、直ちに書面でエネルギー大臣に通知しなければならない。そのような通知を行った場合はエネルギー大臣と協議し、大臣が与える指示に従ってはじめて請求に対する支払いがなされる。

第 21 条（輸送に関する賠償の保証の追加規定）

- ・ 輸送中の核物質に伴う事故の場合に、その輸送のために使用されている輸送手段の損害については、他の請求のために 500 万 SDR と等価額のポンドを利用できるようにしなければ輸送手段の損害の請求に対する支払いは行われない。エネルギー大臣は財務大臣の承認を得てその SDR の額を増額させることができる。
- ・ 輸送中の核物質に伴う事故の場合に、運転者が 16 条の規定によりパリ条約加盟国の外国運転者はその国の法律に基づいて請求されない賠償については支払いを要求されないものとされるが、本法律以外でそれが適用されるこ

とはない。

- ・ 核物質がイギリスの領域外で第 10 条に対応するパリ条約加盟国の法律により責任を負うことで輸送される場合には、責任を負う者は輸送が始まる前に輸送者に対して保証書類（責任を負う者、輸送される核物質、賠償措置について規定されうる細目が含まれたもの）が交付されるようにし、従わない場合には輸送者は有罪として罰金に処せられる。

第 23 条（原子力事故に伴う関係者の登録）

- ・ 本法律に基づく原子力事故による責任が生じる可能性のあるときは、被害者の支払請求の権利に資するため、当該行政庁は、命令により、原子力事故が起きてから一定の期間内に一定の地域に居たことを関係者が証明できるような登録措置を講ずることができる。その登録は反証のない限りその者がその期間にその領域に居たことの十分な証拠となる。

第 26 条（定義）

○「1959 年法」「適切な省庁」「原子力」「公社」「違反」「費用」「填補期間」「例外物質」「国内領域」「傷害」「査察官」「許可敷地」「被許可者」「所管大臣」「原子力施設」「核物質」「原子炉」「原子炉敷地許可」「事故」「責任期間」「規定される」「関連運送者」「関連外国拠出金」「関連外国判決」「関連外国法」「関連外国運転者」「関連施設」「関連国際協定」「関連敷地」「関連領域」「国境」の定義がなされており、主なものは次の通り。

- ・ 「例外物質(excepted matter)」とは、以下のものをいう。
 - 工業用、商業用、農業用、医療用、科学用、教育用に生成されたアイソトープ
 - 天然ウラン
 - ウラン 235 が 0.72 パーセント以下のウラン
 - 規定された条件化にあるその他の種類の核物質
- ・ 「傷害(injury)」とは、死亡を含む人的な傷害をいう。
- ・ 「許可敷地(licensed site)」とは、許可が有効であるか否かを問わず原子力敷地許可が付与された敷地をいう。
- ・ 「被許可者(licensee)」とは、許可が有効であるか否かを問わず原子力敷地許可が付与された者をいう。
- ・ 「核物質(nuclear matter)」とは、つぎの物質をいう。
 - ウランの金属・合金又は化合物（天然ウランを含む）、プルトニウムの金属、合金又は化合物の形をとった核分裂性物質、および、規定されるその他の核分裂性物質

■ 核分裂性物質を生産もしくは利用する過程で生産されるか、又はこれらの過程に付随する放射線照射によって放射性を帯びる放射性物質

- ・ 「原子炉(nuclear reactor)」とは、中性子源を追加することなく制御された連鎖反応の維持されうる核分裂過程によって原子力を生産する目的で設計又は調節された施設をいう。
- ・ 「原子力敷地許可(nuclear site license)」とは、第1条1項に記載の原子炉又は施設等の建設や運転するための当該敷地に対する国の許可をいう。
- ・ 「事故(occurrence)」とは、継続的な事故の場合にはその事故の全体をいい、許可敷地内の事象・運転の結果に起因する一連の事故の場合はその全体をいう。
- ・ 「関連運送(relevant carriage)」とは、核物質について、許可敷地の被許可者、イギリス原子力公社、敷地使用上の政府、パリ条約加盟国におけるイギリス以外の運転者及び原子炉の運転を許可された者をいう。「関連外国運転者 (relevant foreign operator)」とは、パリ条約加盟国のイギリス以外の関連領域の関連原子力施設の運転者をいう。
- ・ 「関連施設(relevant installation)」とは、パリ条約が適用される施設をいう。
- ・ 「関連領域 (relevant territory)」とは、パリ条約の適用される国をいう。
- ・ 「国境 (territorial limits)」とは、水の境界も含む。

○「関連外国運転者」「核物質に関する関連外国法」「当分の間、関連領域」に関する事項について生じる問題は所管大臣がこれを決定する。

○前後の関係から他の解釈を必要とする場合を除き、本法律での法令は、他の法令によって又はそれに基づいて修正、拡張又は適用されるものとする。

以上